

税制改正のポイント解説



近年、税制は社会の変化や経済の動向に合わせて絶えず見直されています。今年も、実務に大きな影響を与える重要な改正が行われています。今回は、最新の税制改正について要点を押さえながらわかりやすく説明します。

1 所得税関係

① 住宅ローン控除の拡充

18歳以下の扶養親族がいる家庭や、39歳以下の自身や配偶者を対象として、借入限度額が上乗せされます。また、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件が40㎡に緩和されます。

改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後：令和6年入居の場合

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等 5,000万円 それ以外 4,500万円	4,500万円 3,500万円	4,000万円 3,000万円

出典：財務省「令和6年度税制改正」

② 特定の居住用財産の買換え等の特例

長期譲渡所得の課税特例の適用期限が2年延長されました。

③ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

この特例の適用期限が2年延長されました。また、特例の適用を受けようとする個人が住宅借入金等の債権者に対して、住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書を提出している場合には、住宅借入金等の残高証明書を確定申告書等に添付する必要がなくなりました。

④ 政治活動に関する寄附金控除

寄附金控除の特例の適用期限が5年延長されました。

2 資産税関係

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

適用期限が3年延長されました。また、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる住宅用の家屋の要件について、新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合は、省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上となりました。

② 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が2年延長されました。

③ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が2年延長されました。

3 法人税関係

① 賃上げ促進税制の強化

賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を高めるた

めに次の見直しが行われました。

- 大企業** 賃上げ上昇率の要件は3%を維持しつつ、最大で7%までの高い賃上げ率の要件が創設されました。
- 中堅企業** 新たに「中堅企業」枠（従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の企業）が創設されました。中堅企業にも賃上げしやすい環境を整備するため、賃上げ要件として、3%と4%の賃上げ要件が設定されました。
- 中小企業** 赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう、繰越税額控除措置が創設されました。賃上げ上昇率の要件（1.5%、2.5%）および控除率は維持されています。

② 戦略分野国内生産促進税制の創設

GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）や経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、新たな減税制度が創設されました。減税は生産、販売量に応じて行われます。

【対象物資】EV等・蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF（持続可能な航空燃料）、半導体

※対象物資には一定の条件があります。

③ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うセーフティ共済について、共済契約の解除後に再契約した場合、その解除の日から2年間は掛金の損金算入ができなくなります。この規定は令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

④ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

e-Taxによる申告が義務化された法人については、従業員の要件が300人以下とされました。また、この特例の適用期限が2年延長されました。

⑤ 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の廃止

適用期限の到来をもって廃止されます。

4 消費税関係

① 国外事業者の「特定期間の課税売上高による納税義務の免除の特例」の見直し

特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされていた給与等支払額の合計額による判定の対象から国外事業者が除外されます。この規定は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

② 外国法人が国内において事業を開始した場合の納税義務の免除の特例の見直し

基準期間がある外国法人が当該基準期間の末日の翌日以後に国内で課税資産の譲渡等の事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなされることとなりました。このため、資本金や出資金が1,000万円以上、または特定新規設立法人の要件を満たす場合と同様に消費税の納税義務が免除されません。この規定は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

③ 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し

事業年度開始時の資本金や出資金が1,000万円未満の新規設立法人のうち、事業年度開始日において、①他者がその法人の株式等の50%超を保有し支配している場合や、②判定対象者の基準期間相当期間において国内の課税売上高が5億円を超える場合は納税義務が免除されません。改正により、②の要件は「判定対象者」の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超える場合、または国外を含む売上金額、収入金額その他の収益の合計額が国外におけるものも含め50億円を超える場合に変更されました。この規定は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

④ 金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限

課税事業者が簡易課税制度や2割特例を適用しない課税期間中に、金や白金の地金等を仕入れ、その仕入金額（税抜）が200万円以上の場合、その翌課税期間から3年間は納税義務が免除されないこととなりました。また、金や白金の地金等を仕入れた課税期間の初日以後3年が経過する日の属する課税期間の初日の前日まで、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととなりました。

⑤ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限

免税事業者等から行う仕入れについては経過措置がありますが、一の免税事業者等から行う経過措置の対象となる課税仕入れの合計額（税込金額）がその年または事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置の適用を受けることができないこととされました。この規定は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

⑥ 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。この規定は、令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されています。

⑦ 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

自動販売機や自動サービス機、使用の際に証票が回収される課税仕入れのうち、税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、帳簿の記載事項として、「住所又は所在地」の記載が不要となりました。